

5 作物ごとの作付予定面積等

(単位:ha)

作物等	前年度作付面積等		当年度の作付予定面積等		令和8年度の作付目標面積等	
		うち 二毛作		うち 二毛作		うち 二毛作
主食用米	1,454.7		1,438.5		1,420.0	
備蓄米	38.9		40.0		50.0	
飼料用米	144.7		103.1		120.0	
米粉用米	1.0		5.0		10.0	
新市場開拓用米	0.2		1.0		5.0	
WCS用稲	5.6		8.0		10.0	
加工用米	0.6		2.7		5.0	
麦	75.7		95.0		110.0	
・大麦	69.6		92.8		105.0	
・小麦	6.1		2.2		5.0	
大豆	9.7	7.0	13.0	10.0	19.0	14.0
飼料作物	7.5		11.0		15.0	
・子実用とうもろこし						
そば	54.3	52.7	77.0	71.0	86.0	78.0
なたね						
地力増進作物	0.0		4.0		6.0	
産地戦略作物	3.9	0.0	11.0	0.0	19.0	0.0
ねぎ	1.4		2.0		5.0	
かぼちゃ	1.9		7.0		10.0	
ブロッコリー	0.0		0.5		1.0	
たまねぎ	0.0		0.5		2.0	
知事特認作物	0.6	0.0	1.0	0.0	1.0	0.0
・野菜	0.6		1.0		1.0	
・雑穀						
・その他						
高収益作物	5.9	0.0	9.0	0.0	11.0	0.0
・野菜	4.8		8.0		9.0	
・花き・花木	1.1		1.0		2.0	
・果樹						
・地域で設定した高収益作物						
地域振興作物等 ※産地戦略作物を除く	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
・雑穀						
・景観形成						
・その他						
畑地化						

6 課題解決に向けた取組及び目標

整理番号	対象作物	使途名	目標	前年度(実績)		目標値	
				(R5年度)	(R8年度)	(R5年度)	(R8年度)
1	麦(基幹作物)	麦の生産性・品質向上助成	取組面積(ha) 単収(kg/10a)	(R5年度)	(R8年度)	(R5年度)	(R8年度)
						110.0	225.0
2	そば(基幹作物、二毛作)	そばの生産性・品質向上助成	基幹)取組面積(ha) 単収(kg/10a)	(R5年度)	(R8年度)	(R5年度)	(R8年度)
						8.0	45.0
			二毛作)取組面積(ha) 単収(kg/10a)	(R5年度)	(R8年度)	(R5年度)	(R8年度)
						78.0	45.0
3	ねぎ、かぼちゃ、ブロッコリー、なす、たまねぎ(基幹作物)	産地戦略作物助成	作付面積(ha)	(R5年度)	3.9	(R8年度)	19.0
4	地域振興作物(別紙3のとおり)(基幹作物)	地域振興作物助成	作付面積(ha)	(R5年度)	5.9	(R8年度)	11.0
5	飼料用米(基幹作物)	わら利用(耕畜連携)	取組面積(ha)	(R5年度)	16.6	(R8年度)	30.0
6	粗飼料作物等(基幹作物)(別紙1のとおり)	資源循環(耕畜連携)	取組面積(ha)	(R5年度)	7.4	(R8年度)	20.0
7	そば(基幹作物)	そば作付助成	作付面積(ha)	(R5年度)	1.6	(R8年度)	8.0
8	新市場開拓用米(基幹作物)	新市場開拓用米加算	取組面積(ha)	(R5年度)	0.2	(R8年度)	5.0
9	新市場開拓用米(基幹作物)	新市場開拓用米の複数年契約支援	取組面積(ha)	(R5年度)	0	(R8年度)	3.0
10	WCS用稲(基幹作物)	WCS用稲、飼料作物生産性向上助成	取組面積(ha)	(R5年度)	5.6	(R8年度)	10.0
	飼料作物(基幹作物)			(R5年度)	7.5	(R8年度)	15.0
11	大豆(基幹作物、二毛作)	大豆の生産性向上助成	基幹)作付面積(ha)	(R5年度)	2.7	(R8年度)	5.0
			単収(kg/10a)	(R5年度)	49	(R8年度)	147.0
			二毛作)作付面積(ha)	(R5年度)	7	(R8年度)	14.0
			単収(kg/10a)	(R5年度)	49	(R8年度)	147.0
12	地力増進作物(基幹作物)	地力増進作物の導入支援	作付面積(ha)	(R5年度)	0	(R8年度)	6.0

7 産地交付金の活用方法の概要

都道府県名: 石川県

協議会名: 志賀町農業活性化協議会

整理番号	用途 ※1	作期等 ※2	単価 (円/10a)	対象作物 ※3	取組要件等 ※4
1	麦の生産性・品質向上助成	1	8,000 (上限15,000円/10a)	麦	農地集積による経営規模拡大等、生産性向上に取り組んだ生産者に対する助成
2	そばの生産性・品質向上助成	1	6,500 (上限12,000円/10a)	そば	農地集積による経営規模拡大等、生産性向上に取り組んだ生産者に対する助成
2	そばの生産性・品質向上助成(二毛作)	2	6,500 (上限15,000円/10a)	そば	農地集積による経営規模拡大等、生産性向上に取り組んだ生産者に対する助成
3	産地戦略作物助成	1	8,000 (上限15,000円/10a)	ねぎ、かぼちゃ、ブロッコリー、なす、たまねぎ	産地戦略作物(ねぎ、かぼちゃ、ブロッコリー、なす、たまねぎ)の作付面積に応じて支援
4	地域振興作物助成	1	4,000 (上限8,000円/10a)	地域振興作物(別紙3)	地域振興作物の作付面積に応じて支援
5	わら利用(耕畜連携)	3	7,000 (上限13,000円/10a)	飼料用米	飼料用米生産ほ場の稲わらを畜産農家へ供給し、畜産農家が利用する取組を支援
6	資源循環(耕畜連携)	3	7,000 (上限13,000円/10a)	粗飼料作物等(別紙1)	粗飼料作物等生産水田への堆肥散布の取組を支援
7	そば作付助成	1	0 (上限20,000円/10a)	そば	地域特産物として需要者との契約に基づき、そばの計画的な生産を行う農業者に対する助成
8	新市場開拓用米加算	1	0 (上限20,000円/10a)	新市場開拓用米	内外の新市場開拓を図る米穀作付に対し取り組んだ生産者に対する助成
9	新市場開拓用米の複数年契約支援	1	0 (上限10,000円/10a)	新市場開拓用米	需要者との複数年契約(3年以上)に基づき、新市場開拓用米を作付けする取組を支援
10	WCS用稲、飼料作物生産性向上助成	1	4,500 (上限10,000円/10a)	WCS用稲、飼料作物	飼育コスト低下及び荒廃農地解消を目指し、作物の作付に取り組んだ生産者に対する助成
11	大豆の生産性向上助成	1	4,000 (上限10,000円/10a)	大豆	多収栽培技術等の取組を支援
11	大豆の生産性向上助成(二毛作)	2	4,000 (上限10,000円/10a)	大豆	多収栽培技術等の取組を支援
12	地力増進作物の導入支援	1	0 (上限20,000円/10a)	地力増進作物	栽培体系に地力増進作物を組み込んだ生産者に対する支援

※1 二毛作及び耕畜連携を対象とする用途は、他の設定と分けて記入し、二毛作の場合は用途の名称に「〇〇〇(二毛作)」、耕畜連携の場合は用途の名称に「〇〇〇(耕畜連携)」と記入してください。
ただし、二毛作及び耕畜連携の支援の範囲は任意に設定することができます。

なお、耕畜連携で二毛作も対象とする場合は、他の設定と分けて記入し、用途の名称に「〇〇〇(耕畜連携・二毛作)」と記入してください。

※2 「作期等」は、基幹作を対象とする用途は「1」、二毛作を対象とする用途は「2」、耕畜連携で基幹作を対象とする用途は「3」、耕畜連携で二毛作を対象とする用途は「4」と記入してください。

※3 産地交付金の活用方法の明細(個票)の対象作物を記載して下さい。対象作物が複数ある場合には別紙を付すことも可能です。

※4 産地交付金の活用方法の明細(個票)の具体的な要件のうち取組要件等を記載して下さい。取組要件が複数ある場合には、代表的な取組のみの記載でも構いません。

産地交付金の活用方法の明細（個票）

協議会名	志賀町農業活性化協議会		整理番号	1		
使途名	麦の生産性・品質向上助成					
対象作物	（基幹作物）麦					
単 価	8,000円／10a（上限15,000円／10a）					
課 題	本町の転作における土地利用型基幹作物として産地化を進めており、継続した担い手確保、及び安定した生産量（単収）が必要である。担い手を支援することで、担い手の経営安定化を図り、今後の地域の収益力向上や安定的計画的な生産を行っていくことができる。					
目 標			令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	取組面積（ha）	目標	-	95.0	100.0	110.0
		実績	-			
	単収（kg／10a）	目標	-	225.0	225.0	225.0
実績		-				
内 容	農地集積による経営規模拡大等、生産性の向上に取り組む担い手が作付けした麦（基幹作）に対し、助成する。					
具体的要件	<p>○助成対象者 対象作物を作付けし出荷・販売を行う、志賀町水田収益力強化ビジョン担い手リストに掲載されている農業者</p> <p>○助成対象水田 「経営所得安定対策等実施要綱別紙1」に定める、「2.交付対象水田の範囲」に該当する水田</p> <p>○その他の要件等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実需者等と播種前契約を行うこと。 ・麦を概ね1ha以上作付し、担い手が行う取組であること ・収入増大に向けた取組み（GAP導入、排水対策、土づくり、ブロックローテーションのいずれか）を行うこと。 					
取組の 確認方法	<p>○志賀町水田収益力強化ビジョン担い手リスト</p> <p>○現地確認、営農計画書、水田台帳、ほ場位置図、</p> <p>○播種前契約書、栽培履歴記録簿、GAPがわかる書類（チェックリスト等）</p>					
成果等の 確認方法	○令和6年12月末までに、支払い対象面積を集計することで確認する。					
備考	支援年限は設定していない					

産地交付金の活用方法の明細（個票）

協議会名	志賀町農業活性化協議会			整理番号	2		
使途名	そばの生産性・品質向上助成						
対象作物	(基幹作物・二毛作) そば						
単 価	基幹作物 6,500円 /10a (上限12,000円/10a) 二毛作 6,500円 /10a (上限15,000円/10a)						
課 題	本町の転作における土地利用型基幹作物として産地化を進めており、継続した担い手確保、及び安定した生産量（単収）が必要である。担い手を支援することで、担い手の経営安定化を図り、今後の地域の収益力向上や安定的計画的な生産を行っていくことができる。						
目 標			令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
	基 幹	取組面積 (ha)	目標	-	6.0	7.0	8.0
			実績	-	-	-	-
		単収 (kg/10a)	目標	-	45.0	45.0	45.0
			実績	-	-	-	-
	二 毛 作	取組面積 (ha)	目標	-	71.0	73.0	78.0
			実績	-	-	-	-
		単収 (kg/10a)	目標	-	45.0	45.0	45.0
実績	-		-	-	-		
内 容	農地集積による経営規模拡大等、生産性の向上に取り組む担い手が作付けしたそば（基幹作、二毛作）に対し、助成する。						
具体的要件	<p>○助成対象者 対象作物を作付けし出荷・販売を行う、志賀町水田収益力強化ビジョン担い手リストに掲載されている農業者</p> <p>○助成対象水田 「経営所得安定対策等実施要綱別紙1」に定める、「2.交付対象水田の範囲」に該当する水田</p> <p>○その他の要件等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実需者等と播種前契約を行うこと。 ・そばを概ね1ha以上作付し、担い手が行う取組であること。 ・収入増大に向けた取組み（GAP導入、排水対策、土づくり、ブロックローテーションのいずれか）を行うこと。 						
取組の 確認方法	<p>○志賀町水田収益力強化ビジョン担い手リスト</p> <p>○現地確認、営農計画書、水田台帳、ほ場位置図、</p> <p>○播種前契約書、栽培履歴記録簿、GAPがわかる書類（チェックリスト等）</p>						
成果等の 確認方法	○令和6年12月末までに、支払い対象面積を集計することで確認する。						
備考	支援年限は設定していない						

産地交付金の活用方法の明細（個票）

協議会名	志賀町農業活性化協議会			整理番号	3	
使途名	産地戦略作物助成					
対象作物	(基幹作物) ねぎ、かぼちゃ、ブロッコリー、なす、たまねぎ					
単 価	8,000円/10a (上限15,000円/10a)					
課 題	<p>生産者の高齢化により年々作付面積が減少となり、休耕田が増えていく可能性があることから、戦略的に水田を活用した園芸作物の産地を育成するため、市場からの要望が高い品目で、機械化対応が可能である「ねぎ」、「かぼちゃ」、「ブロッコリー」に加え、従来から産地化を図ってきた「なす」の高収益作物について重点的に生産の拡大を図る必要がある。</p> <p>また、これらの3作物に加え、機械化が確立している「たまねぎ」においても、助成の対象とすることで地域の農業生産額の拡大を図る。</p>					
目 標			令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	作付面積 (ha)	目標	5	11.0	15.0	19.0
		実績	3.9	-	-	-
内 容	戦略的に水田を活用した園芸作物の産地を育成するため、産地戦略作物として能登野菜であるねぎ、かぼちゃ、なす、たまねぎを作付けした場合に、作付面積に応じて定額助成を行う。					
具体的要件	<p>○助成対象者 対象作物を作付けし出荷・販売する農業者</p> <p>○助成対象水田 「経営所得安定対策等実施要綱別紙1」に定める、「2.交付対象水田の範囲」に該当する水田</p> <p>○その他の要件 ねぎ、かぼちゃ、なすについては、能登野菜振興協議会が定めた基準に基づき能登野菜として出荷・販売すること</p>					
取組の確認方法	○現地確認、営農計画書、水田台帳、作業日誌、出荷・販売伝票等の写し					
成果等の確認方法	○営農計画書にて、6月から10月に現地確認、12月頃に卸業者等（JA等）から販売実績データの聴取					
備考	支援年限は設定していない					

産地交付金の活用方法の明細（個票）

協議会名	志賀町農業活性化協議会		整理番号	4		
使途名	地域振興作物助成					
対象作物	(基幹作物) 地域振興作物 (別紙3のとおり)					
単 価	4,000円/10a (上限8,000円/10a)					
課 題	水田の高度利用を図り、所得の向上を図るため、生産の拡大を行う必要がある。					
目 標			令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	作付面積 (ha)	目標	7	9.0	10.0	11.0
		実績	5.9	-	-	-
内 容	地域振興作物を作付けした場合に、作付面積に応じて助成することにより、農業者の生産意欲を喚起し、地域の実情に応じた作付けの生産面積の拡大を図る。					
具体的要件	<p>○助成対象者 対象作物を作付けし出荷・販売する農業者</p> <p>○助成対象水田 「経営所得安定対策等実施要綱別紙1」に定める、「2.交付対象水田の範囲」に該当する水田</p>					
取組の 確認方法	○現地確認、営農計画書、水田台帳、作業日誌、出荷・販売伝票等の写し					
成果等の 確認方法	○営農計画書にて、6月から10月に現地確認、12月頃に卸業者等（JA等）から販売実績データの聴取					
備考	支援年限は設定していない					

(別紙3)

野菜等

花き

花木

1	アスパラガス	51	中島菜	1	アカパンサス	51	ポインセチア	1	梅
2	いちご	52	菜花	2	アザミ	52	ホオズキ	2	梅もどき
3	いんげん	53	ニガウリ	3	アスター	53	マイクロ	3	エリカ
4	ウド	54	にら	4	アルケミラ	54	マリーゴールド	4	きりしま
5	えだまめ	55	にんじん	5	アワ(観賞用)	55	ユリ	5	榊
6	大葉	56	にんにく	6	インパチエンス	56	らん	6	桜
7	オクラ	57	はくさい	7	オーシャンブルー	57	リアトリス	7	サンゴミツキ
8	カタウリ	58	パセリ	8	オクロレウカ			8	ソケイ
9	かぶ	59	パプリカ	9	オミナエシ			9	椿
10	からし菜	60	ばれいしょ	10	かぼちゃ(観賞用)			10	ツルウメモドキ
11	カリフラワー	61	ピーマン	11	カラー			11	ドウダンツツジ
12	きぬさやえんどう	62	フキ	12	キキョウ			12	マサ木
13	きのこ類	63	吹立	13	キク			13	柳
14	キャベツ	64	藤豆	14	キビ(観賞用)			14	レンギョ
15	きゅうり	65	プリンスメロン	15	キリ(観賞用)				
16	行者ニンニク	66	ほうれんそう	16	グニューカリ				
17	金糸瓜	67	まくわうり	17	グラジオラス				
18	金時草	68	まこも	18	ケイトウ				
19	くわい	69	丸いも	19	コギク				
20	ゴーヤ	70	水菜	20	コスモス				
21	ごぼう	71	未成熟とうもろこし	21	サルビア				
22	小松菜	72	ミニトマト	22	スターチス				
23	さつまいも	73	みょうが	23	ステラ				
24	さといも	74	メロン	24	ストック				
25	サニーレタス	75	モロヘイヤ	25	スピードリオン				
26	さやいんげん	76	ヤーコン	26	スプレー				
27	さやえんどう	77	やまのいも	27	センダイハギ				
28	椎茸	78	ゆうがお	28	ソリダスト				
29	しそ	79	ラッキョウ	29	タマスダレ				
30	じねんじょ	80	ラディッシュ	30	ダリア				
31	春菊	81	レタス	31	ダンギク				
32	しょうが	82	れんこん	32	チューリップ				
33	シロウリ	83	わけぎ	33	テッセン				
34	シロナ	84	わらび	34	デルフィニューム				
35	すいか			35	唐辛子(観賞用)				
36	ずいき			36	とうもろこし(観賞用)				
37	すぐり菜			37	トルコギキョウ				
38	ズッキーニ			38	ニューサイラン				
39	せり			39	ハス				
40	千石豆			40	花桃				
41	ぜんまい			41	葉ボタン				
42	だいこん			42	ハマナス				
43	だいこん菜			43	ばら				
44	たまねぎ			44	パンジー				
45	チンゲンサイ			45	ヒオウギ				
46	とうがらし			46	ビオラ				
47	冬瓜			47	ヒマワリ				
48	とうもろこし			48	フリージア				
49	トマト			49	ベゴニア				
50	ながいも			50	ベニバナ				

果樹

1	あけび
2	いちじく
3	梅
4	柿
5	キウイフルーツ
6	銀杏
7	栗
8	くわ
9	ざくろ
10	スモモ
12	なし
13	ぶどう
14	ブルーベリー
15	プルーン
16	みかん
17	桃
18	柚
19	りんご
20	レモン

産地交付金の活用方法の明細（個票）

協議会名	志賀町農業活性化協議会		整理番号	5		
使途名	わら利用（耕畜連携）					
対象作物	（基幹作物）飼料用米					
単 価	7,000円／10a（上限13,000円／10a）					
課 題	<p>当町は畜産農家が多く稲わらの需要に対し供給が少ないため、畜産農家は域外もしくは遠地からわらを確保している状況にある。このため、飼料用米の推進とあわせて、わら利用による畜産農家との耕畜連携の取組を推進する必要がある。</p> <p>飼料用米生産ほ場の稲わらを畜産農家へ供給することにより有機性資源の効率的活用及び環境と調和のとれた持続的な農業につながるとともに、収益力の向上を図る。</p>					
目 標			令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	取組面積（ha）	目標	16.0	22.0	25.0	30.0
		実績	16.6	-	-	-
内 容	飼料用米生産ほ場の稲わらを畜産農家へ供給し、畜産農家が利用する取組を支援する。					
具体的要件	<p>○助成対象者 連携の相手方となる者との間に、利用供給協定（利用供給協定に含まれるべき事項は別紙4のとおり）を締結（自家利用の場合には自家利用計画を策定）する農業者又は集落営農組織とする。</p> <p>○取組要件 利用供給協定に基づき実施する飼料用米生産ほ場の稲わら利用の取組で、次に掲げる事項を全て満たすこと。 ① 当年産において、飼料用米の作付けが行われる水田であること。 ② そのわらが確実に飼料として利用され、かつ、その子実が飼料又は飼料の種子として利用される稲の作付けであること。 ③ 刈取り時期が出穂期以降で利用供給協定に定める時期としていること。 ④ 新規需要米取組計画の認定を受けていること。 ⑤ 飼料用米について、生産性向上のための取組として別紙5の取組のうち2つ以上に取り組むこと。</p>					
取組の 確認方法	<p>○助成対象者 交付申請書及び営農計画書、水田台帳、共済細目書及び利用供給協定書（自家利用計画書）、販売伝票、引渡伝票、作業日誌等の出荷、販売を行ったことが確認できる書類で確認する。</p> <p>○取組要件 現地確認、営農計画書、新規需要米認定結果通知書、利用供給協定書（自家利用計画書）、出荷契約書、販売伝票、引渡伝票、作業日誌等出荷・販売・収穫を行ったことが分かる書類で確認する。 飼料用米について、生産性向上の取組を行ったことが分かる書類で確認する。</p>					
成果等の 確認方法	令和6年12月末までに、以下の方法で確認する。 わら利用（耕畜連携）の取組面積について、交付対象面積を集計する。					
備考	支援年限は設定していない					

(別紙4)

利用供給協定に含まれるべき事項

(1)取組の内容
(2)わらを生産する者
(3)わらを収集する者
(4)わらを利用する者
(5)ほ場の場所及び面積
(6)刈取り時期
(7)利用供給協定締結期間
(8)わら取引の条件(作業分担及び品代・経費の負担)
(9)その他必要な事項

(別紙5)

生産性向上のための取組

取組内容	備考
多収品種の導入	
不耕起田植技術	
排水対策 (明暗きよ排水の整備、心土破碎)	
育苗・移植作業の省力化 (直は栽培、乳苗移植、プール育苗、密苗栽培、疎植栽培)	
土づくり (堆肥の施用、ケイ酸質資材の施用)	
肥料の低コスト化、省力化 (土壌分析・生育診断を踏まえた施肥、流し込み施肥、側条施肥)	
農薬の低コスト化、省力化 (種子の温湯消毒、農薬の苗箱播種同時処理、農薬の田植同時処理、共同防除)	
担い手が行う取組	農地中間管理機構の借受者、認定農業者、認定新規就農者、集落営農、人・農地プランに位置付けられた地域の中心となる経営体
集積・団地化	1ha以上の団地化が対象
施設・機械の共同利用	
収穫・流通体制の改善 (フレコン・バラ出荷、オペレータやコントラクタ等への作業委託)	
地域内流通	町内の需要者への出荷

産地交付金の活用方法の明細（個票）

協議会名	志賀町農業活性化協議会			整理番号	6	
使途名	資源循環（耕畜連携）					
対象作物	（基幹作物）粗飼料作物等（粗飼料作物等の範囲は、別紙1に定める作物）					
単 価	7,000円/10a（上限13,000円/10a）					
課 題	<p>土地利用型農業の収益性向上を図るため、耕種農家と畜産農家の連携による粗飼料の供給と堆肥のほ場への還元を促進し、土壌環境の改善を行い、作物の収量や品質を向上させる取組の定着を図る必要がある。</p> <p>また、これら資源循環の取組は化学肥料等資材費のコスト低減を図ることができることから、粗飼料作物等の収益性を上げることに繋がる。</p>					
目 標		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
	取組面積（ha）	目標	12.2	12.0	15.0	20.0
		実績	7.4	-	-	-
内 容	粗飼料作物等生産水田への堆肥散布の取組を支援する。					
具体的要件	<p>○助成対象者</p> <p>連携の相手方となる者との間に、利用供給協定（利用供給協定に含まれるべき事項は別紙2のとおり）を締結する農業者又は集落営農組織とする。</p> <p>○取組要件</p> <p>水田で生産された粗飼料作物等の供給を受けた牛の排せつ物から生産された堆肥を粗飼料作物等を作付けする又は作付けした水田に施肥する取組で、次に掲げる事項を全て満たすこと。</p> <p>① 当該年度における堆肥の散布の取組であること。</p> <p>② 散布される堆肥が利用供給協定に基づき水田で生産された粗飼料作物等の供給を受ける牛の排せつ物から生産されたものであること。</p> <p>③ 堆肥を散布する者は、水田で生産された粗飼料作物等の供給を受けた牛の所有者又はその者の委託を受けた者（飼料生産水田への堆肥散布の取組の交付対象者を除きます。）であること。</p> <p>④ 同一年度において他に水田への堆肥散布の取組による助成を受けない水田であること。</p> <p>⑤ 青刈り稲、WCS用稲については、新規需要米取組計画の認定を受けていること。</p>					
取組の 確認方法	<p>○助成対象者</p> <p>交付申請書及び営農計画書、水田台帳、共済細目書及び利用供給協定書、販売伝票、引渡伝票、作業日誌等の出荷、販売を行ったことが確認できる書類で確認する。</p> <p>○取組要件</p> <p>現地確認、営農計画書、新規需要米認定結果通知書、利用供給協定書、販売伝票、引渡伝票、作業日誌等出荷・販売・収穫、堆肥の散布と散布量が分かる書類及び写真等で確認する。</p>					
成果等の 確認方法	<p>令和6年12月末までに、以下の方法で確認する。</p> <p>資源循環（耕畜連携）の取組面積について、交付対象面積を集計する。</p>					
備考	支援年限は設定していない					

(別紙1) 粗飼料作物等の対象作物

資源循環の対象となる作物は次のとおり

青刈りとうもろこし
青刈りソルガム
スーダングラス
青刈り麦（らい麦又はえん麦を含む。またサイレージ化したものを含む。）
青刈り稲
WCS用稲
ケナフ
オーチャードグラス
イタリアンライグラス

(別紙2) 利用供給協定に含まれるべき事項

各取組における利用供給協定書は、実施する取組の種類に応じて、次の事項を記載するものとする。

1 わら利用（青刈り稲及びWCS用稲生産ほ場の稲わら利用の取組）

- (1)取組の内容
- (2)わらを生産する者
- (3)わらを収集する者
- (4)わらを利用する者
- (5)ほ場の場所及び面積
- (6)刈取り時期
- (7)利用供給協定締結期間
- (8)わら取引の条件（作業分担及び品代・経費の負担）
- (9)その他必要な事項

2 資源循環（飼料生産水田への堆肥散布の取組）

- (1)取組の内容
- (2)牛に供給される飼料作物の種類
- (3)飼料作物を生産する者
- (4)牛ふん堆肥を散布する者
- (5)ほ場の場所及び面積
- (6)牛ふん堆肥の散布時期及び量
- (7)利用供給協定締結期間
- (8)牛ふん堆肥散布の条件（作業分担及び品代・経費の負担）
- (9)その他必要な事項

産地交付金の活用方法の明細（個票）

協議会名	志賀町農業活性化協議会		整理番号	7		
使途名	そば作付助成					
対象作物	(基幹作物) そば					
単 価	0円 / 10a (上額 20,000円 / 10a)					
課 題	戦略的に水田を活用した穀物（そば）の産地を育成するため、生産の拡大が必要である。					
目 標			令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	作付面積 (ha)	目標	4	6.0	7.0	8.0
		実績	1.6	-	-	-
内 容	地域特産物として実需者との契約に基づき、そばの計画的な生産を行う農業者に対して助成を行う。					
具体的要件	<ul style="list-style-type: none"> ○ 助成対象者 出荷・販売を目的にそばを生産する農業者 ○ 助成対象水田 「経営所得安定対策等実施要綱別紙1」に定める、「2.交付対象水田の範囲」に該当する水田 ○ その他要件 <ul style="list-style-type: none"> ・ 出荷・販売契約を締結していること。 ・ 自家加工を行う農業者は、要綱様式第9-4号の「畑作物の自家加工販売（直売所等での販売）計画書」を作成していること。 ・ 直売所に販売する場合は、直売所との取引契約を締結するか又は直売所の名称、所在地、連絡先、対象作物の年間予定販売数量などを記載した計画書を作成していること。 					
取組の 確認方法	<p>営農計画書、水田台帳、現地確認、作業日誌、出荷・販売契約書の写しのほか、自家加工の場合は、要綱様式第10-4号「畑作物の自家加工販売（直売所等での販売）計画書」、直売所との取引契約書の写し</p> <p>要綱参考様式3「水田活用の直接支払交付金の対象作物に係る自家加工販売（直売所等での販売）実績報告書</p>					
成果等の 確認方法	○営農計画書、翌年の2月「JA志賀 品質区分別出荷実績数量報告」を基に作付確認					
備考	支援年限は設定していない					

産地交付金の活用方法の明細（個票）

協議会名	志賀町農業活性化協議会			整理番号	8	
使途名	新市場開拓用米加算					
対象作物	（基幹作物）新市場開拓用米（輸出用米、輸出用日本酒向け酒造好適米等）					
単 価	0円／10a（上限20,000円／10a）					
課 題	海外での和食ブームを背景として日本米・日本酒需要が年々高まっていることから、需要に応じて作付を推進するが、販売動向を踏まえた対応が必要。					
目標・実績			令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	取組面積（ha）	目標	1.0	2.0	3.0	5.0
		実績	0.2	-	-	-
内 容	内外の新市場開拓を図る米穀作付に対し支援する。 また、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う、「需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領」に定める新規需要米の範囲の取扱いの変更により認められた、輸出用日本酒向け酒造好適米を作付けした農業者に対して助成を行う。					
具体的要件	<p>○助成対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・販売を目的とした新市場開拓を図る米穀作付の作付けを行う農業者 ・輸出用日本酒向け酒造好適米の作付けを行う農業者 <p>○助成対象農地</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経営所得安定対策等実施要綱別紙1で定める交付対象水田 <p>○その他要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・需要に応じた米生産の推進に関する要領に基づいた手続きがなされていること。 ・新規需要米取組計画書の認定を受けていること。 ・コメ新市場開拓等促進事業との重複は不可とする。 					
取組の 確認方法	<p>販売先が確認できる書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・納品書、請求書 等 ・新規需要米認定結果通知書及びその添付書類 ・産地・実需協働プラン 					
成果等の 確認方法	<p>販売後の伝票</p> <ul style="list-style-type: none"> ・領収書 等 					
備考	支援年限は設定していない					

産地交付金の活用方法の明細（個票）

協議会名	志賀町農業活性化協議会		整理番号	9		
使途名	新市場開拓用米の複数年契約支援					
対象作物	新市場開拓用米（基幹）					
単 価	0円 / 10a（上限10,000円 / 10a）					
課 題	国内の主食用米の需要減少が続く中、需要がある新市場開拓用米の生産拡大と安定的な供給体制を構築するため、複数年契約を推進し、取組定着を図っていく必要がある。					
目標・実績			令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	取組面積（ha）・ 数量（t）	目標	1.0ha・5.0t	1.0ha・5.0t	2.0ha・10.0t	3.0ha・15.0t
		実績	0ha・0t	-	-	-
内 容	需要者との複数年契約（3年以上）に基づき、新市場開拓用米を作付けする取組を支援する。					
具体的要件	<p>1 助成対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和6年度から新たに結ぶ3年以上の複数年契約に基づき、新市場開拓用米を作付けする者のうち、コメ新市場開拓等促進事業で採択された者。 <p>2 対象農地</p> <ul style="list-style-type: none"> 経営所得安定対策等実施要綱別紙1に規定する交付対象水田 <p>3 需要者側（輸出事業者等※）へ出荷・販売を目的として、以下の要件を満たす3年以上の複数年契約（令和6年産から新たに結んだ令和8年産までの3年分を含むもの）に基づき、対象作物の生産に取り組む販売農家又は集落営農（複数年契約に係る新規需要米取組計画に位置付けられた者に限る。）による取組であること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 生産者側（生産者又は生産者団体のいずれか）と需要者側（輸出事業者等※）の契約であること。 販売契約書に各年産米の契約数量及び契約価格（契約価格の設定方法を含む）が明確に記載されており、かつ、契約不履行に対する違約条項があること。 複数年契約期間中の契約数量が維持又は増加するものであること。 <p>（※助成対象者が直接海外の輸入業者に輸出している場合には、海外の輸入業者も可。）</p> <p>4 需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領に定める新規需要米取組計画の認定を受けていること。</p>					
取組の 確認方法	<p>○以下の書類及び現地確認により確認する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 交付申請書及び営農計画書 新規需要米取組計画書及びその添付書類（新規需要米出荷契約数量等農業者別一覧表、複数年契約に係る販売契約書等） 販売伝票、作業日誌等の収穫・出荷・販売を行ったことがわかる書類 					
成果等の 確認方法	<p>○令和6年12月までに、以下の書類等により確認する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 取組面積：支払対象面積 作付面積・数量：新規需要米認定結果通知書 					
備考	支援年限は設定していない					

産地交付金の活用方法の明細（個票）

協議会名	志賀町農業活性化協議会			整理番号	10		
使途名	WCS用稲、飼料作物生産性向上助成						
対象作物	(基幹作物) WCS用稲、飼料作物						
単 価	4,500円/10a (上限10,000円/10a)						
課 題	<p>地域の実情に合わせ、飼料用米以外にもWCS用稲、飼料用作物を本町の転作における土地利用型基幹作物として作付を進める必要がある。</p> <p>水稲と所得格差があり、生産者の所得向上を担保することが難しい。</p> <p>畜産飼料の自給率向上を目指すことで、飼育コストの低下を図り、地域ブランド「能登牛」の振興拡大に繋げる。</p>						
目 標				令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	WCS用稲	取組面積 (ha)	目標	7.0	8.0	9.0	10.0
			実績	5.6	-	-	-
	飼料作物		目標	5.2	11.0	13.0	15.0
実績			7.5	-	-	-	
内 容	ブランド牛振興のため、自給率向上による飼育コスト低下と、荒廃農地の解消を目指し作物の作付に取り組んだ生産者に対し助成を行う。						
具体的要件	<p>○助成対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・WCS用稲、飼料作物を作付けする農業者 <p>○助成対象農地</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「経営所得安定対策等実施要綱別紙1」に定める、「2.交付対象水田の範囲」に該当する水田 <p>○その他の要件等</p> <p>(共通)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実需者との販売契約を締結していること。 ・地力向上対策の実施（有機物、土壌改良資材の施用など） <p>(WCS用稲)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通常の収益を上げるのに必要な植栽密度を坪当たり60株以下とし、通常の肥培管理を行っていること。 ・品質を保持するため、乳酸菌の添加を行うこと。 ・需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領別紙2の4の1に基づき、新規需要米取組計画の認定を受けていること。 ・専用品種、食用品種どちらも交付対象とする。 <p>(飼料作物)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・排水は、額縁明渠、圃場内明渠を施工し、排水を促進すること。 ・同一圃場で複数回の作付けの場合、1回に限り交付対象とする。 						
取組の 確認方法	<p>現地確認、営農計画書、作業日誌、ほ場位置図</p> <p>志賀町水田収益力強化ビジョン担い手リスト</p> <p>新規需要米認定結果通知書及びその添付書類（WCS用稲）</p>						
成果等の 確認方法	○営農計画書にて、5月から11月に現地確認						
備考	支援年限は設定していない						

産地交付金の活用方法の明細（個票）

協議会名	志賀町農業活性化協議会			整理番号	11		
使途名	大豆の生産性向上助成						
対象作物	(基幹作物・二毛作) 大豆						
単 価	4,000円/10a (上限10,000円/10a)						
課 題	<p>主食用米は需要に応じた作付としつつ、水田を活用した水稻以外の農作物の生産を振興し、あわせて農家所得の確保を図らなければならない。</p> <p>大豆は土地利用型作物の中では機械化栽培ができ、また、地域の道の駅や直売所で一定の需要が見込める作物である。しかし、水田における大豆の10aあたりの単収は49kgで従来から単収が低く、安定的な供給を図ることができない。そこで、県内と同様の10aあたり147kgを目標に設定し、多収栽培技術の取組を支援し水田を活用した大豆栽培の生産意欲と生産性向上を図る。</p>						
目 標			令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
	基 幹	取組面積 (ha)	目標	2.5	3.0	4.0	5.0
			実績	2.7	-	-	-
		単収 (kg/10a)	目標	147.0	147.0	147.0	147.0
			実績	49.0	-	-	-
	二 毛 作	取組面積 (ha)	目標	8.5	10.0	12.0	14.0
			実績	7.0	-	-	-
		単収 (kg/10a)	目標	147.0	147.0	147.0	147.0
	実績		49.0	-	-	-	
内 容	水田を活用した大豆栽培の生産意欲と生産性を高めるため、多収栽培技術等の取組を支援する。						
具体的要件	<p>○助成対象者 実需者等に出荷・販売することを目的として対象作物の生産に取り組む農業者又は集落営農組織とする。</p> <p>○取組要件 (1)大豆を10a以上作付けし、実需者と出荷・販売契約を締結し、収穫、出荷・販売を行うこと。 (2)多収栽培技術等の拡大を図るため、適期防除の実施に加え、次の中から2項目以上の取組を行うこと。 ①排水対策（うね立て栽培、または弾丸暗渠のいずれかを実施した場合） ②生産規模の拡大（前年比で増加した面積分を対象） ③有機肥料の施肥 ④土壌改良材による土壌改良の実施 ⑤前年と同じほ場で連作を行わない</p>						
取組の 確認方法	<p>○助成対象者 交付申請書及び営農計画書、出荷契約書、販売伝票、作業日誌等で対象者を確認する。</p> <p>○取組要件 ・ 出荷・販売契約書、出荷・販売伝票及び現地確認により確認する。 ・ 作業日誌等、取り組みの内容が分かる書類により確認する。</p>						
成果等の 確認方法	<p>令和7年2月末までに、以下の方法で確認する。</p> <p>1.大豆の作付面積については、交付対象面積を集計する。 2.10aあたりの収量については、関係機関等の聞き取りにより確認する。</p>						
備考	支援年限は設定していない						

産地交付金の活用方法の明細（個票）

協議会名	志賀町農業活性化協議会			整理番号	12	
使途名	地力増進作物の導入支援					
対象作物	（基幹作物）地力増進作物					
単 価	（基幹作物） <u>0円</u> ／10a （上限20,000円／10a）					
課 題	近年の主食用米の需要減少に伴い、収益性の高い作物への転換や土地生産性の高い農業を展開するためには、排水性の改善や土壌改善を行う必要がある。					
目 標			令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	取組面積 (ha)	目標	1.0	4.0	5.0	6.0
		実績	0			
内 容	栽培体系に地力増進作物を組み込むことで排水性及び土壌改善、地力の維持・向上により、化学肥料の低減による環境に配慮した農業を推進。					
具体的要件	<p>1 助成対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> 対象となる地力増進作物を作付けする農業者 <p>2 対象農地</p> <ul style="list-style-type: none"> 経営所得安定対策等実施要綱別紙1に規定する交付対象水田 <p>3 取組要件</p> <p>（共通）</p> <ul style="list-style-type: none"> 地力増進作物はイネ科緑肥（ソルゴー等）、マメ科緑肥（クリムソクローバー等）、地力増進麦（えん麦等）、景観緑肥（ひまわり等）のいずれかの作付けし、十分な生育量を確保したうえですき込むこと。 地力増進作物はすき込み年度を助成対象とする。 ただし、当該年度秋播種、翌年度すき込みを行う作物は播種年度を助成対象とする 同一ほ場への連続支援は2年間までとする。 					
取組の確認方法	<p>○以下の書類及び現地確認により確認する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 交付申請書、営農計画書及び水田台帳 購入伝票、作業日誌、栽培指針等で適切な時期に播種、すき込みを行ったことを確認 ほ場位置図 					
成果等の確認方法	<p>○令和6年12月までに、上記資料から作付面積を集計する。</p> <p>○播種の翌年にすき込みを行う場合、すき込み後にすき込みを行ったことがわかる書類を提出してもらい、令和7年6月までに確認する。</p>					
備考	支援年限は設定していない					